

## 鹿嶋市と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により鹿嶋市と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に市からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

今回の協力協定は、災害が発生した場合に、鹿嶋市からの要請により、本会の鹿行支部（支部長 田向 敏雄）が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

### 記

- 1 支援協力に関する協定相手方：鹿嶋市
- 2 支援協力に関する協定締結日：平成28年1月27日
- 3 協定締結の状況

鹿嶋市役所において、錦織孝一市長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

出席者

鹿嶋市側 錦織孝一市長、林益弘市民生活部長、  
平山久穂市民生活部次長、  
清宮博史交通防災課長

本会側 國井豊会長、嶋田広一副会長、  
田向敏雄鹿行支部長 大庭孝志鹿行副支部長



平成28年2月3日(水) 茨城新聞

- 4 災害協定の主な内容

本会は、鹿嶋市の要請により無償で次の業務を行う。

- ①被災者支援相談窓口の開設
- ②鹿嶋市への本会会員の派遣
- ③その他、被災者支援のために鹿嶋市が必要とする事業への協力
- ④支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会鹿行支部を経由して行う。

- 5 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体（13市町村）

北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）  
日立市（H26年8月）、東海村（H26年8月）、常陸太田市（H26年10月）  
那珂市（H26年10月）、城里町（H27年4月）、つくば市（H27年7月）  
潮来市（H27年11月）、龍ヶ崎市（H27年11月）鉾田市（H27年12月）  
神栖市（H27年12月）



錦織市長と



協定書に署名

災害時における支援協力に関する協定書

鹿嶋市（以下「甲」という。）及び茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鹿嶋市で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。また、甲乙は、平常時から連携し、防災対策の推進を図る。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に鹿嶋市災害対策本部を設置し、かつ、鹿嶋市内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が運用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び同法第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請の手続等）

第4条 第2条の要請は、行政書士業務の内示、通知及び期間等を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請文書を乙に提出しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡手段等について、業務に支障をきたさないよう平常時から連絡調整に努めるものとする。

4 前各項の手続及び連絡調整については、原則として乙の鹿行支部を経由して行うものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の行政書士業務において必要となる人件費及び経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（報告）

第7条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、甲から求められたときは書面で報告するものとする。ただし、その具体的な範囲は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害の帰属）

第8条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は責任を負わない。

（防災訓練への参加）

第9条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練の参加に努めるものとする。

（協働）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲又は乙から文書をもって協定期間の更新表示をしない限り、有効期間満了の日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様の手続きとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、合意の上、この協定を終了させることができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年1月27日

甲 茨城県鹿嶋市平井1187番地1

鹿嶋市長 野崎孝一

乙 茨城県水戸市笠原町978番地25 茨城県行政書士会

会長 豊利昇

## かすみがうら市と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記によりかすみがうら市と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に市からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

今回の協力協定は、災害が発生した場合に、かすみがうら市からの要請により、本会の県南支部（支部長 稲葉稔）が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

### 記

- 1 支援協力に関する協定相手方：かすみがうら市
- 2 支援協力に関する協定締結日：平成28年2月16日
- 3 協定締結の状況

かすみがうら市役所において、坪井透市長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

出席者

かすみがうら市側 坪井透市長、木村義雄市長公室長、小松塚隆雄総務部長

本会側 國井豊会長、竹内崇副会長、

雨貝洋子県南支部長代行 古賀康夫県南副支部長

- 4 災害協定の主な内容

本会は、かすみがうら市の要請により無償で次の業務を行う。

- ①被災者支援相談窓口の開設
- ②かすみがうら市への本会会員の派遣
- ③その他、被災者支援のためにかすみがうら市が必要とする事業への協力
- ④支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県南支部を經由して行う。

- 5 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体（14市町村）

北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）

日立市（H26年8月）、東海村（H26年8月）、常陸太田市（H26年10月）

那珂市（H26年10月）、城里町（H27年4月）、つくば市（H27年7月）

潮来市（H27年11月）、龍ヶ崎市（H27年11月）鉾田市（H27年12月）

神栖市（H27年12月）、鹿嶋市（H28年1月）



坪井市長と



県南支部の皆様とともに

災害時における支援協力に関する協定書

かすみがうら市（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、かすみがうら市において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲が、災害時にかすみがうら市災害対策本部を設置し、かつ、かすみがうら市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請するものとする。

(行政書士業務の範囲)

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

(要請手続等)

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間等を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書きの規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請文書を乙に提出しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡手段等について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

4 前各号の手続き及び連絡調整については、原則として乙の県南支部を趣向して行う。

(費用負担)

第5条 第3条の行政書士業務において必要となる人件費及び経費は、乙が負担するものとする。

(相談者の負担)

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

(報告)

第7条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、甲から求められたときは書面にて報告するものとする。ただし、その具体的な範囲は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

(災害の補償)

第8条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲が被災者補償については、甲は負担を負わない。

(防災訓練への参加)

第9条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練の参加に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙、協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定期間の更新表示をしない限り、有効期間満了の日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様の取り扱いとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、合意の上、この協定を終了させることができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年2月16日

甲 茨城県かすみがうら市土上町461番地

かすみがうら市長



乙 茨城県水戸市空町978番地25 茨城県同業公社ビル5階

茨城県行政書士会

会長



## 笠間市と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により笠間市と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に市からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

今回の協力協定は、災害が発生した場合に、笠間市からの要請により、本会の水戸支部（支部長 木村 司）が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

### 記

- 1 支援協力に関する協定相手方： 笠間市
- 2 支援協力に関する協定締結日： 平成28年2月29日
- 3 協定締結の状況

笠間市役所において、山口伸樹市長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

#### 出席者

笠間市側 山口伸樹市長、野口文男総務課長、  
岡野裕総務課長補佐  
西山浩太総務課危機管理室長、  
長谷川正彦総務課危機管理室係長、

本会側 國井豊会長、郡司孝夫副会長、木村司水戸支部長  
常井光一水戸支部会員 永井久水戸支部会員



平成28年3月10日(木) 茨城新聞

#### 4 災害協定の主な内容

本会は、笠間市の要請により無償で次の業務を行う。

- ①被災者支援相談窓口の開設
- ②笠間市への本会会員の派遣
- ③その他、被災者支援のために笠間市が必要とする事業への協力
- ④支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会水戸支部を経由して行う。

#### 5 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体（15市町村）

北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）  
日立市（H26年8月）、東海村（H26年8月）、常陸太田市（H26年10月）  
那珂市（H26年10月）、城里町（H27年4月）、つくば市（H27年7月）  
潮来市（H27年11月）、龍ヶ崎市（H27年11月）、鉾田市（H27年12月）  
神栖市（H27年12月）、鹿嶋市（H28年1月）、かすみがうら市（H28年2月）



山口市長と



協定書に署名

災害時における支援協力に関する協定書

笠間市（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、笠間市において地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲が、災害時に笠間市災害対策本部を設置し、かつ、笠間市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員の行う業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書をもって処理するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 前2項の手続及び連絡調整については、原則として乙の水戸支部を經由して行うものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（損害の補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その趣意、甲、乙協議して定めるものとする。



（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成28年 2月29日

甲 笠間市中央三丁目2番1号

笠間市長  

乙 水戸市笠原町978番25 茨城県関東公社ビル5階  
茨城県行政書士会

会長  